

縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

今回は「財産は誰がいくらもらえるの？」の予定でしたが、ごめんなさい🌸

どうしてもお伝えしたいことがあり、号外として「相続放棄」について書きたいと思います。

2022年6月26日フジテレビ「ワイドナショー」に出演していた長嶋一茂さんが、実家の相続について話した内容が、あちこちのネットニュースで取り上げられていました。

長嶋一茂さんと言えば、プロ野球ファンでなくても長嶋茂雄の息子として知っている方も多いのではないのでしょうか。(若い方は知らないかな・・・)

さて、その内容とは(テレビを見ていなかったのでネットニュースから引用)

「実家じまい」で大変だったタレントの松本明子さん

松本明子さんの父親が「実家は明子頼むぞ！」という遺言を残していたため、空き家だった実家を25年間維持していたが、その維持費が約1800万円！(大赤字だったそうです)

ついに実家じまいに踏み切った・・・という話のあと

司会の東野幸治さんが、長嶋一茂さんに「大変でしょ？」と質問

これに対して一茂氏は「うちは、相続放棄をかなり前からしているので、興味がないですね」と言い切った。

さてこれを読んで、みなさんはどう感じましたか？

「長嶋茂雄の財産なら何百億もありそうなのに、いらないのか！テレビで稼いでいるからな～」

「そうなんだ！自分も、いまから相続放棄しようかな」

私はこのネットニュースを読んで

「あれ、長嶋茂雄って亡くなったの？」(もちろん生きてました)

生前に相続放棄？

ニュースレター1号で「相続って何だろう？」を読んでくださった方は、「あれ？」と思ってくれましたか？ちょっと思い出してください。

相続とは「**人が亡くなったときから始まる**」

まだ亡くなっていない＝「相続」は始まっていないのです。

あなたはサマージャンボ宝くじを買いました。

当選金は前後賞合わせて7億円 ❖ ❖ ❖

当選番号が発表される前に、みずほ銀行(当選金の受け取り銀行)に行き

「当選している7億円放棄します」って言ったら、どうでしょうか。

まだ、当選しているかも分かっていないのに(笑)

変なたとえ話をしましたが、まだ起こっていない「相続」を放棄することはできない！

なので・・生前に「自分は父の相続財産を放棄します」と言っても、何の効果もないため
実際に相続が開始されたときに「やっぱり父の財産をもらいます」と言っても良いのです。

しかし、これってなかなか迷惑な話ですよ。

ただもっと厄介なのは、本気で「自分は相続放棄をしている」と思っているとき。

「相続財産は知らない」と「相続放棄」は全く意味が違います！

「自分は父が生きているときに相続放棄しているのだから、相続手続きには関係ないよ。
興味ないからね」なんて言って遺産分割協議に協力してくれない・・これが一番厄介です。

他にも、もし亡くなった父に多額の借金があり、それこそ「相続放棄」しなければいけないの
に、「自分は父の生前から相続放棄しているから関係ないね。」なんて言っていたら、あっと
いう間に3か月が過ぎて、**多額の借金**はあなたのもの・・なんてことに💧

しつこいですが大切なのでもう一度お伝えします

「亡くなる前の相続放棄はできません！！」

さて、今回のテーマは今度こそ！『財産は誰がいくらもらえるの？』について(予定)です。

お楽しみに～～～！

【編集後記】

7月7日は七夕・・のほかに「そうめんの日」とのことで、そうめんを食べました。北海道も最近は暑いので、手抜き料理の代表のような「そうめん」など麺類が大好きです♪

ちなみに札幌の七夕は8月7日、地域によって8月の七夕もあるようです、子供のころは「ろうそく出せ出せよ～」とご近所におやつをもらい歩いたのを思い出します。(ろうそくだった時はがっかりです(笑))

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075 011-595-8178 FAX 番号 011-595-8179

お問合せメールアドレス info@shiozakiyuari.com HP <https://shiozakiyukari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！